

第94号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(34) [略] <u>(35) 災害応急対応等派遣手当</u> (36) [略] <u>(災害応急対応等派遣手当)</u>	(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(34) [略] <u>(35) 削除</u> (36) [略]
<u>第38条 災害応急対応等派遣手当は、</u> <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が</u>	<u>第38条 削除</u>

発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額1,000円とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあつては、日額2,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条及び第38条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

理 由

災害応急対応等派遣手当を新設するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 94 号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件（概要）

1. 概要

本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応・災害復旧対応の業務に従事する場合に支給する特殊勤務手当を新設する。

(1) 手当名称

災害応急対応等派遣手当

(2) 対象職員

対象業務に従事する職員

(3) 対象業務

災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した、本市の区域外の地域（国内に限る）に派遣されて行う災害応急対応又は災害復旧対応の業務

<参考 災害対策基本法第 2 条第 1 号>

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(4) 支給額

日額 1,000 円

※ただし、災害対策基本法第 63 条第 1 項に規定する警戒区域その他これに類する区域において対象業務に従事した場合は、日額 2,000 円

<参考 災害対策基本法第 63 条第 1 項>

(市町村長の警戒区域設定権等)

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2. 実施時期

令和 6 年 1 月 1 日